

奈良県

令和6年度 優遇制度 編

企業立地ガイド

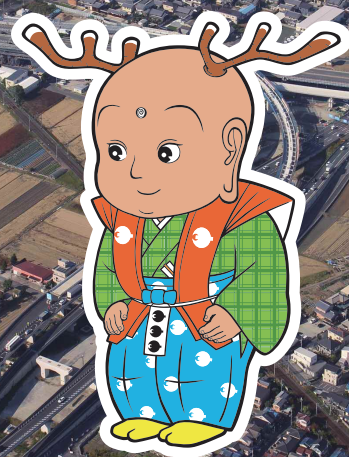
歴史・文化・自然に恵まれた環境で、
御社の新しい一歩を



TOPIC

令和6年度より
企業立地促進補助金の
要件を緩和しました！
(詳細はp.02をご覧ください)

奈良県



©NARA pref.

奈良県の充実した優遇制度一覧

	名称	概要 (要件等の詳細は各頁を必ずご確認ください)	頁
① 補助金	<input type="checkbox"/> 企業立地促進補助金	対象：製造業の工場・研究所を立地する企業、本社機能を移転する企業、特定の物流施設を立地する企業等 要件：固定資産投資額（土地を除く）が10億円以上等 補助内容：固定資産投資額の10%等 補助金額：最大10億円	02
	<input type="checkbox"/> データセンター立地促進補助金	対象：データセンターを立地する企業 要件：固定資産投資額（土地を除く）5億円以上かつ県内新規常用雇用者10人以上等 補助内容：固定資産投資額の5% 補助金額：最大2億円	04
	<input type="checkbox"/> 地方拠点強化促進補助金	対象：常用雇用者が100人以上の営利企業、知事が認める非営利の学術・開発研究機関 要件：固定資産投資額（土地を除く）が2,000万円（中小企業者1,000万円）以上かつ県内新規常時雇用者5人（中小企業者1人）以上等 補助内容：固定資産投資額の10% 補助金額：最大1億円	04
	<input type="checkbox"/> 事業所エネルギー効率的利用推進事業補助金	対象：効率的な省エネルギー・蓄エネルギー設備の導入をする県内事業者等 要件：対象事業により異なる 補助内容：対象事業により異なる 補助金額：対象事業により異なる	08
② 税制優遇	<input type="checkbox"/> 法人税等の課税の特例 (地域未来投資促進法に基づく優遇制度)	要件：事業の用に供する減価償却資産の取得予定価額の合計が2,000万円以上等 支援内容：機械装置等…50%特別償却（最大）または5%税額控除（最大） 建物等…20%特別償却または2%税額控除	09
	<input type="checkbox"/> 不動産取得税等の課税免除 (地域未来投資促進法に基づく優遇制度)	要件：土地・建物等の取得価額の合計額が1億円超（農林漁業関連業種は5,000万円超） 支援内容：建物・附属設備・構築物及びそれらの敷地である土地（取得後1年以内に着工したものに限る）の取得にかかる不動産取得税等を免除	09
	<input type="checkbox"/> オフィス減税 (地域再生法に基づく優遇制度)	要件：特定業務施設等に係る建物、建物附属設備、構築物の取得価額が3,500万円以上（中小企業者1,000万円以上） 支援内容：（移転型）建物等の取得価額に対し、特別償却25%または税額控除7% （拡充型）建物等の取得価額に対し、特別償却15%または税額控除4%	15
	<input type="checkbox"/> 雇用促進税制 (地域再生法に基づく優遇制度)	要件：適用年度とその前事業年度、前々事業年度に事業主都合による離職者がいないこと 支援内容：雇用者増加数に応じ、税額控除→（移転型）新規雇用者数1人あたり90万円等、 （拡充型）新規雇用者数1人あたり30万円等	15
	<input type="checkbox"/> 法人事業税の不均一課税 (移転型事業のみ) (地域再生法に基づく優遇制度)	要件：特定業務施設等に係る建物、建物附属設備、構築物等の取得価額の合計が3,800万円以上（中小企業者1,900万円以上） 支援内容：3年間不均一課税	15
	<input type="checkbox"/> 不動産取得税の課税免除及び不均一課税 (地域再生法に基づく優遇制度)	要件：特定業務施設等に係る建物、建物附属設備、構築物等の取得価額の合計が3,800万円以上（中小企業者1,900万円以上） 支援内容：特定業務施設等の用に供する家屋とその敷地である土地（取得後1年以内に着工したものに限る）の取得に対して課される不動産取得税を（移転型）課税免除、（拡充型）10分の1に軽減	15
	<input type="checkbox"/> 奈良県独自の企業立地促進のための法人事業税の軽減	要件：総建築面積（福利厚生施設を除く）が3,000㎡以上（移転に伴う場合は、建築面積が3,000㎡以上増加することが必要）かつ県内新規常用雇用者10人以上 支援内容：所得金額部分を3年間、通常の3/4に軽減（最大3億円）	17
	<input type="checkbox"/> 【過疎地域】特別償却、事業税及び不動産取得税の軽減	対象区域：五條市、御所市、宇陀市、山添村、三宅町、宇陀郡、高市郡、吉野郡（大淀町除く） 要件：取得価額の合計額が事業の区分に応じ定める額以上のもの等 支援内容：（特別償却）割増償却5年間 機械・装置等…32%、建物等…48% （事業税）3年または5年間課税免除、（不動産取得税）課税免除	18
	<input type="checkbox"/> 【半島振興対策実施地域】特別償却、事業税及び不動産取得税の軽減	対象区域：五條市及び吉野郡のうち国が産業振興促進計画の認定をした町村 要件：資本金1,000万円以下の場合→取得価額500万円以上等 支援内容：（特別償却）割増償却5年間 機械・装置等…32%、建物等…48% （事業税）3年間不均一課税、（不動産取得税）不均一課税	18
	<input type="checkbox"/> 【関西文化学術研究都市】特別償却及び不動産取得税の軽減	対象区域：奈良市の一部、生駒市の一部 要件：研究所用施設取得額が4.0億円以上等 支援内容：（特別償却）機械・装置等…12%、建物等…6%、（不動産取得税）不均一課税	18
③ 金融支援	<input type="checkbox"/> 日本政策金融公庫による融資 (地域未来投資促進法に基づく優遇制度)	貸付限度：7.2億円 貸付利率：設備資金：2.7億円まで特別利率、2.7億円超基準金利 運転資金：基準金利	09
	<input type="checkbox"/> チャレンジ資金【地域未来投資促進】 (制度融資) (地域未来投資促進法に基づく優遇制度)	貸付限度：設備資金・運転資金：2.8億円以内 保証料：0.00%（信用保証協会の保証が必要※原則として法人代表者以外の保証人は不要）	09
	<input type="checkbox"/> (公財) 食品等流通合理化促進機構による債務保証 (地域未来投資促進法に基づく優遇制度)	保証範囲：借入の元本、利息及び損害金の90%以内 保証料：借入元本に係る保証残高の0.8%以内	09
	<input type="checkbox"/> 日本政策金融公庫による融資 (地域再生法に基づく優遇制度)	貸付限度：7.2億円 貸付利率：設備資金：2.7億円まで特別利率、2.7億円超基準金利 運転資金：基準金利	15
<input type="checkbox"/> 県内市町村による優遇制度	県内市町村による各種優遇制度がございます。	19	

制度活用を
ご検討中の
皆様へ

令和6年度より 企業立地促進補助金の 要件緩和を行いました!

1 雇用要件を廃止しました!

- ✓ 前年度まで交付要件として一定の雇用要件(常用雇用者の純増等)を課していた企業立地促進補助金ですが、雇用要件を廃止し、より活用いただきやすくいたしました。

2 企業立地促進補助金の上限額が大幅アップ!

- ✓ 前年度まで上限額が2億円だった企業立地促進補助金を上限10億円に!
- ✓ 上記雇用要件の廃止に加え上限額を大幅に上昇させ、さらに多くの企業様が活用いただけるようにいたしました。

【令和5年度】

	要 件		事業期間	補助率	上限額
	投資額	新規雇用増等			
国内回帰	100億円以上	100人以上	5年	10%	10億円
立地促進	5億円以上 <本社機能移転>	10人以上	3年	10%	2億円
	3億円以上 <南部・東部>	3人以上			
	3億円以上	10人以上			
定着補助金	10億円以上 (中小5億円)	雇用維持等	3年	10%	1億円

【令和6年度 改定後】

	要 件		事業期間	補助率	上限額
	投資額	新規雇用増等			
立地促進	10億円以上 (中小、県外から 移転5億円) (本社機能移転、 南部・東部3億円)	なし	3年 (50億円以上の投資は5年)	10%	10億円

奈良県の充実した優遇制度
補助金

地域未来投資促進法
に基づく優遇制度

地域再生法
に基づく優遇制度

奈良県の充実した優遇制度
税制

特定の地域
で活用できる優遇制度

県内市町村
の優遇制度

企業立地促進補助金

最大10億円

雇用の創出や県内での取引拡大などで地域活性化につながる、工場・研究所等の立地を支援します。

<p>対象企業</p>	<p>次のいずれかに該当する企業 ①製造業の工場・研究所を立地する企業 ②本社機能*を移転する企業 ③特定の物流施設*を立地する企業 ④県内に立地している①～③の施設等を機能強化する企業 ※機能強化とは、建物の改築、改修その他の方法により、生産又は研究開発の機能を強化すること</p>				
<p>対象となる事業</p>	<p>着工*の日から起算して3年(50億円以上の投資の場合は5年)以内に、以下の要件を満たし操業開始する事業</p> <p>■ 固定資産投資額(土地の取得に要する経費を除く)が10億円以上(中小企業*または県外から移転する企業については5億円以上)</p> <p>次の条件に該当する企業は、要件が緩和されています(下線部)</p> <p>(1) 県外から本社機能を移転する企業</p> <p>■ 固定資産投資額(土地の取得に要する経費を除く)が3億円以上</p> <p>(2) 県南部・東部地域へ立地する企業</p> <p>■ 固定資産投資額(土地の取得に要する経費を除く)が3億円以上</p> <table border="1" data-bbox="479 1074 1474 1184"> <tr> <td>南部地域</td> <td>五條市、御所市、高市郡(高取町、明日香村)、吉野郡(吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村)</td> </tr> <tr> <td>東部地域</td> <td>宇陀市、山辺郡(山添村)、宇陀郡(曾爾村、御杖村)</td> </tr> </table>	南部地域	五條市、御所市、高市郡(高取町、明日香村)、吉野郡(吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村)	東部地域	宇陀市、山辺郡(山添村)、宇陀郡(曾爾村、御杖村)
南部地域	五條市、御所市、高市郡(高取町、明日香村)、吉野郡(吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村)				
東部地域	宇陀市、山辺郡(山添村)、宇陀郡(曾爾村、御杖村)				
<p>補助金の額</p>	<p>限度額を10億円とし、①～②における対象額を交付 ①固定資産投資額の10% ※被災企業*の工場・研究所は5%を上乗せ ②県外からの本社機能移転経費の50% ※上記(1)の場合</p>				
<p>加算金</p>	<p>南部・東部地域振興補助金(加算金)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県南部・東部地域に立地する場合 <ul style="list-style-type: none"> ■ 固定資産投資額 5億円以上で1,000万円を加算 ■ 固定資産投資額 10億円以上で2,000万円を加算(※上記限度額を超えて定額交付) <p>働き方改革補助金(加算金)</p> <p>操業開始日において、有効な下記認定等を取得・登録・計画策定している事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康経営優良法人認定制度 くるみん認定制度 えるばし認定 安全衛生優良企業公表制度(ホワイトマーク) ユースエール認定制度 社員・シャイン職場づくり推進企業 なら女性活躍推進倶楽部 女性活躍推進法又は次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定 <p>■ 限度額を100万円とし、補助金額の0.5%を加算</p>				

*用語の説明はp.07を参照

奈良県の充実した優遇制度
補助金

地域未来投資促進法
に基づく優遇制度

地域再生法
に基づく優遇制度

奈良県の充実した優遇制度
税制

特定の地域
で活用できる優遇制度

県内市町村
の優遇制度

データセンター立地促進補助金

最大2億円

データセンターの立地を支援します。

対象企業	データセンターを立地する企業
対象となる事業	<p>着工の日から起算して3年以内に、以下の要件を満たし操業開始する事業</p> <p>固定資産投資額（土地の取得に要する経費を除く）が5億円以上 かつ 県内新規常用雇用者*が10人以上 かつ 県内総従業者*数10人以上純増</p>
補助金の額	限度額を2億円とし、固定資産投資額の5%を交付

奈良県の充実した優遇制度
補助金

地域未来投資促進法
に基づく優遇制度

地域再生法
に基づく優遇制度

奈良県の充実した優遇制度
税制

特定の地域
で活用できる優遇制度

県内市町村
の優遇制度

地方拠点強化促進補助金

最大1億円

県外からの特定業務施設（詳細についてはp.16を参照）の移転、県内の特定業務施設の拡充を支援します。

対象事業者	<p>地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（p.15、16参照）を活用する事業者で、次のいずれかに該当する事業者</p> <p>①常用雇用者100人以上の営利企業 ②県内企業の技術研究開発促進、地域産業集積に資するものとして知事が認めるものであって非営利の学術・開発研究機関*</p>
対象となる事業	<p>事業者が作成し知事の認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載された事業（制度の詳細はp15以降を参照）であって、 着工の日から起算して3年以内に、以下のすべての要件を満たし操業開始する事業</p> <p>固定資産投資額（土地の取得に要する経費を除く）が2,500万円 （中小企業者*1,000万円）以上 かつ 県内新規常時雇用者*が5人（中小企業者1人）以上 かつ 県内総従業者数5人（中小企業者1人）以上純増</p>
補助金の額	限度額を1億円とし、固定資産投資額の10%を交付

*用語の説明はp.07を参照

申請フロー

	事業者	奈良県	ポイント
1 事業着工まで	事前相談 (約3~6ヶ月) 「事業計画」申請	「事業計画」認定	<ul style="list-style-type: none"> 「事業計画」を奈良県へ提出の上、着工までに知事の認定を受ける必要があります。 申請の約3~6ヶ月前を目途に、必ず事前相談をしてください。 ※計画認定には3ヶ月程度お時間をいただきます。
	事業に着工	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> ! 事業計画認定から1年以内に事業を着工する必要があります </div>	
2 事業着工〜操業開始	「工事等着手報告書」提出	受 理	<ul style="list-style-type: none"> 各種報告書の提出時期は次のとおりですので、適切な時期にすみやかにご提出ください。 「工事等着手報告書」… 事業着工後 「工事等完了報告書」… 建物建築等完了後 「操業開始報告書」… 操業開始後
	「工事等完了報告書」提出	受 理	
	操業開始	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> ! 着工の日から起算して3年以内に操業開始する必要があります <small>※企業立地促進補助金における50億円以上の投資の場合は5年以内</small> </div>	
	「操業開始報告書」提出	受 理	
3 操業開始〜補助金交付	実績報告・交付申請	書類審査・現地調査 (約3~6ヶ月)	<ul style="list-style-type: none"> 操業開始後、すみやかに補助対象額をご申請ください(交付申請)。書類審査及び現地調査を行った後、交付決定いたします。 雇用要件ありの制度活用の場合、固定資産投資額に関する書類の他、雇用に関する書類もご提出いただけます。 ※交付申請から交付決定まで、3~6ヶ月必要です。(申請書の完成度合いによってはさらに期間が必要)
	補助金請求	交付決定	
	受 領	補助金交付	
4 補助金交付後	<div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <p>! 操業開始の翌年度から10年間、操業の維持に努めてください。</p> <p>※県より操業状況報告書のご提出を求める場合があります。</p> <p>※遵守されていない場合は、交付した補助金の返還を求める場合があります。</p> </div>		

奈良県の充実した優遇制度
補助金

地域未来投資促進法
に基づく優遇制度

地域再生法
に基づく優遇制度

奈良県の充実した優遇制度
税制

特定の地域
で活用できる優遇制度

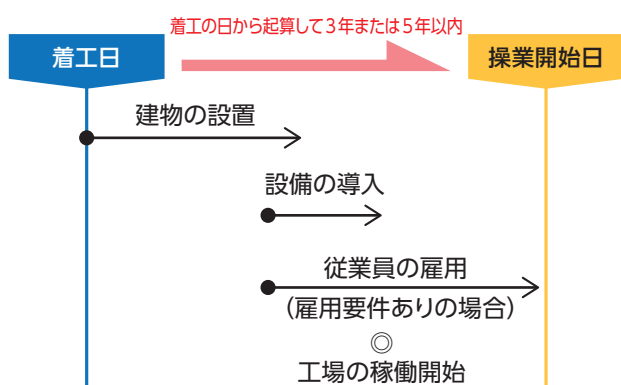
県内市町村
の優遇制度

投資にかかる注意点

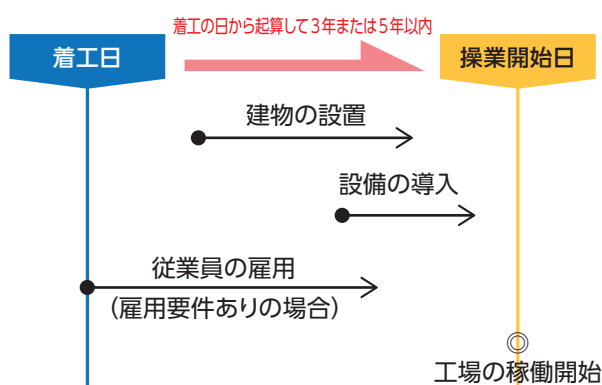
事業期間について

- 必ず、着工の日から起算して3年以内（企業立地促進補助金における50億円以上の投資の場合は5年以内）に投資・雇用等の要件を満たし、操業開始してください。
- 操業開始とは、投資要件、雇用要件等を満たし、工場等を稼働することの**すべてを満たすこと**を指します。
- 医薬品医療機器等法（旧薬事法）の許可にかかる期間は3年間から除外します。
- 建物、償却資産の取得の場合、**投資要件完了とは事業の用に供していること**を指し、**固定資産台帳の取得日**を確認します。

（例1）建物の設置から事業を着手する場合



（例2）雇用にかかる取り組みから事業を着手する場合



固定資産投資額について

- 固定資産税の課税対象である家屋・償却資産であり、**工場等の事業の用に供するもの**（固定資産税の対象外である、無形固定資産や少額資産、車両等は除きます。）
- 工場等の事業の用に供しないもの（植栽、福利厚生施設、寮等）は対象外です。
- 土地の取得に要する経費、解体・撤去費用は対象外です。

※ただし、補助金の額の算定にあたっては、消費税及び地方消費税相当額や県の他の補助金（p.08記載の補助金等）の交付を受けたものについては、その額を控除します。

雇用にかかる注意点

県内新規雇用者の例

- 奈良県在住者を新規で雇用し、当該施設に勤務させる場合
- 県外の施設に勤務していた**他府県在住**の雇用者を当該施設に異動させ、かつ当該雇用者が奈良県に引っ越して住民票を移した場合
- × 県外の施設に勤務していた**奈良県在住**の雇用者を当該施設に異動させた場合

その他、補助金の交付を受ける際の注意点

（1）補助対象資産の処分の制限

補助対象である資産を、補助金交付の目的に反した使用、譲渡、交換、貸付、担保に供する等の場合は、知事の承認を得ること。

※補助対象に予定している資産に担保設定を検討される場合は、担保設定前に必ず県にご連絡願います。

（2）交付決定の取り消しについて

以下を満たせない場合、補助金の交付決定が取り消される場合がありますのでご注意ください。

⚠ **操業開始の翌年度から10年間、当該工場等の操業を維持すること**

（3）その他

その他法令または要綱に違反した場合も、補助金の交付決定が取り消される場合があります。

※ご不明な点等につきましては、**県 産業創造課 企業誘致係**（TEL.0742-27-8813）までお問い合わせください。

用語の説明

用語	説明
本社機能	企業の意思を決定し、各事業所、各部門又は企業内活動を統括・調整等の機能を有すると知事が認めるもの
特定の物流施設	社会資本（高速自動車国道等のインターチェンジ（予定地を含む。）、工業団地等）又は卸売市場から2kmの区域内に立地し、次の①から③までのいずれかを有する倉庫業法（昭和31年法律第121号）第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する倉庫であって、運送及び保管を一体的に行うもの ①物資の仕分け及び搬送の自動化等荷さばきの合理化を図るための設備 ②物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム ③流通加工の用に供する設備
着工	立地又は機能強化のため、造成工事、建物の建築工事、機能強化に係る工事その他の取組（例 設備の導入、雇用）に着手することをいう ※これらの取組の着手のうち最も早い着手日を着工という
中小企業	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定するものをいう ※製造業の場合…資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時雇用する従業員数が300人以下の会社及び個人
被災企業	東日本大震災により都道府県知事が救助を行うこととなる災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の区域又は東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故により原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第2項第1号の緊急事態応急対策を実施すべき区域として公示のあった区域において、当該災害が発生した時において現に事業を営んでいた者であって、当該事業を営んでいた区域を管轄する市町村の長が発行するり災証明書、被災証明書又はそれらに代わる証明書を提出したものをいう
県内新規常用雇用者	操業に伴う新たな常用雇用者（県内に住所を有している者で、雇用期間の定めがない雇用保険被保険者）、または操業に伴い県内に住所を変更した常用雇用者
県内総従業者	県内の事務所または事業所において業務に従事する雇用者で以下2つのいずれかに該当するすべての者 ①雇用保険被保険者のうち、雇用期間の定めがない者、または1年以上雇用が継続される見込の者 ②労働者派遣法に基づく労働者派遣契約により派遣される者で派遣期間が1年以上の者
県内企業の技術研究開発促進地域産業集積に資するものとして知事が認めるもの	本県の特性を踏まえ、他地域に比較して集積が進んでいる、又は他地域に無い産業であって研究開発を促進することによって主導的地位を確保することが期待できるもの ①創薬、生命科学研究施設 ②文化財保存技術
非営利の学術・開発研究機関	日本標準産業分類において「L71」（学術・開発研究機関）に分類されるものを設置する大学、独立行政法人、公益社団法人、公益財団法人
中小企業者	中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に規定されている者をいう
常時雇用者	雇用保険被保険者であって、以下のいずれかに該当する者 ①期間の定めなく雇用されている者（常用雇用者） ②一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者であってその雇用期間が反復更新されて、事実上①と同等と認められる者

奈良県の充実した優遇制度
補助金

地域未来投資促進法
に基づく優遇制度

地域再生法
に基づく優遇制度

奈良県の充実した優遇制度
税制

特定の地域
で活用できる優遇制度

県内市町村
の優遇制度

事業所エネルギー効率的利用推進事業補助金

事業所の効率的なエネルギー利用に資する 設備導入を補助します

県内のエネルギー効率的利用の推進及び緊急時のエネルギー対策を支援するため、県内事業者等に対し効果的な省エネルギー・蓄エネルギー設備の導入に要する経費について補助金を交付します。

補助対象事業	補助対象事業者	要件	補助対象経費	補助率	補助限度額※
1. 高効率エネルギー設備導入事業	次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。 (1) 次の①～⑦に掲げる要件のうち、いずれか一つに該当する者であって、知事が適当と認める者。 ① 中小企業等経営強化法に規定する中小企業者 ② 医療法人 ③ 社会福祉法人 ④ 特定非営利活動法人 ⑤ 学校法人 ⑥ 一般社団法人または一般財団法人 ⑦ 公益社団法人または公益財団法人 (2) 奈良県内に事業所を有すること。 (3) 交付申請日までに、一般財団法人省エネルギーセンターによる省エネルギー診断(以下「省エネ診断」という。)その他知事がこれに相当するものと認める省エネ診断を受けていること。 (4) 県税を滞納していない者であること。 ※ 補助対象事業2.3.4.5.6については、上記の(3)以外を全て満たす者とする。	省エネ診断において一定割合以上の省エネ効果があると認められた設備改修等であって、事業所全体で5%以上または100GJ以上の使用エネルギー量の削減が見込める事業とする。	設備費及び工事費 (消費税及び地方消費税の額を除く。)	3分の2以内	4,000千円
2. 太陽熱利用システム導入事業		集熱器総面積10㎡以上であること。			1,000千円
3. コージェネレーションシステム導入事業		停電時自立運転機能付きであること。			2,000千円
4. 定置用蓄電池導入事業		① 据置型(定置型)であること。 ② 太陽光発電設備によって発電した電気を優先的に蓄電するものであること。 ③ 家庭用蓄電池の場合、一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)により登録されている製品であること。			1,600千円
5. V2H導入事業		① 太陽光発電設備の発電電力を電気自動車等に充電できるものであること。 ② 電気自動車等から対象施設に電力の供給ができるものであること。 ③ 一般社団法人次世代自動車振興センター(Nev)のV2H充放電設備補助金の「補助対象V2H充放電設備一覧」に登録されているものであること。			300千円
6. 太陽光発電設備導入事業		補助対象事業4または5と同時に導入する場合に限る。			1kWにつき5万円

※1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額

奈良県の充実した優遇制度
補助金

地域未来投資促進法
に基づく優遇制度

地域再生法
に基づく優遇制度

奈良県の充実した優遇制度
税制

特定の地域
で活用できる優遇制度

県内市町村
の優遇制度

【お問い合わせ先】

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30

奈良県環境森林部 脱炭素・水素社会推進課 脱炭素推進係 TEL: 0742-27-8016